

発 行 者 情 報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2026年3月6日
【公表日】	株式会社ヴァンガードスミス
【発行者の名称】	(Vanguard Smith Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田中 慶太
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目1番1号
【電話番号】	03-6703-6342
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 増田 憲二
【担当 J—A d v i s e r の名称】	株式会社 S B I 証券
【担当 J—A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当 J—A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当 J—A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-5562-7210（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は 下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7 番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ヴァンガードスミス https://www.v-smith.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 (中間会計期間)	第10期	第11期
会計期間	自 2025年6月1日 至 2025年11月30日	自 2024年4月1日 至 2024年5月31日	自 2024年6月1日 至 2025年5月31日
売上高 (千円)	1,055,617	197,369	1,487,124
経常利益 (千円)	322,530	44,920	444,681
中間(当期)純利益 (千円)	200,129	15,769	294,958
純資産額 (千円)	703,470	208,382	503,340
総資産額 (千円)	1,392,796	817,783	1,160,615
1株当たり純資産額 (円)	939.59	278.33	672.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益(円)	267.30	21.06	393.96
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	50.5	25.5	43.4
自己資本利益率 (%)	33.2	6.0	82.9
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	269,029	△10,168	427,510
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△53,401	1,626	△184,913
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,138	△5,399	△42,185
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	746,492	342,591	543,003
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	73 (24)	42 (21)	55 (24)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 2024年5月24日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から5月31日に変更しました。従って、第10期は2024年4月1日から2024年5月31日までの2ヶ月となっています。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関係会社を有しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

6. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人数を()内に外数で記載しております。
9. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第11期の財務諸表について史彩監査法人の監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については、監査を受けておりません。また、第12期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、史彩監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社の営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年1月31日

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与 （千円）
81（27）	39.5	1.5	5,539

セグメントの名称	従業員数（人）
近隣トラブル解決支援事業	51（0）
不動産事業	5（27）
全社（共通）	25（0）
合計	81（27）

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が、前事業年度末に比して8名増加したのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

4. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門及び営業部、事業企画部の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）における我が国経済は、緩やかに回復しておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まり、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など不安材料を抱えております。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっており、先行き不透明な状況が継続しております。

当社の近隣トラブル解決支援事業において、少子高齢化の加速、地域コミュニティの希薄化、在留外国人の増加に加え、新型コロナウイルス禍を契機としたテレワークの増加等を背景に、近隣トラブルは増加傾向にあり、また深刻化する傾向にあります。このような状況のもと、当社は主力サービスである「Mamorocca」「Pサポ」「Pサポ+」の受注拡大を推進し、相談員として元警察官を継続的に安定的に採用することで、高い水準の相談品質を維持・改善しながら、業容の拡大と収益力の強化に取り組んでまいりました。

また、不動産事業は、予約サイトの拡充により予約数が増加し、夏季シーズンは高稼働率を記録しました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,055,617千円、営業利益は320,140千円、経常利益は322,530千円、中間純利益は200,129千円となりました。

また、セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

近隣トラブル解決支援事業

当セグメントにおきましては、新規会員が順調に増加したことに加え、前事業年度より開始した大口顧客との取引が寄与したことにより売上高は、994,239千円、営業利益は332,850千円となりました。

不動産事業

当セグメントにおきましては、前事業年度は修繕及び人材難により宿泊希望日数すべての営業ができなかった物件が当中間会計期間は解消されたことや、予約サイトの拡充により予約数が増加し、夏季シーズンは高稼働率を記録したことにより、売上高は61,377千円、営業損失は12,709千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は746,492千円となり、前事業年度末に比べ203,489千円増加しました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは269,029千円の収入となりました。これは主に、資金の増加要因として、税引前中間純利益291,557千円、減価償却費10,367千円、前払費用の減少24,823千円、未払費用の増加39,290千円があった一方、資金の減少要因として、売上債権の増加19,083千円、前受金の減少29,350千円、未払金の減少33,520千円、法人税等の支払額61,749千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは53,401千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出39,104千円、無形固定資産の取得による支出13,915千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは12,138千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出12,138千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 販売実績

第12期中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
近隣トラブル解決支援事業	994,239	—
不動産事業	61,377	—
合計	1,055,617	—

- (注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。
2. セグメント間取引については、該当ありません。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間	
	販売高 (千円)	割合 (%)
積水ハウス不動産ホールディングス(株)	211,129	20.0

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき課題に重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに生じた事業等のリスク及び前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。なお、当社の事業等のリスクの詳細は、2026年2月5日に公表いたしました「発行者情報」をご参照ください。

5 【重要な契約等】
該当事項はありません。

6 【研究開発活動】
該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備の状況に著しい変動があったものは次のとおりであります。

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員 数 (名)
			建物	構築物	土地 (面積㎡)	建設仮 勘定	ソフト ウェア	合計	
シェア別 荘(千葉県 南房総市)	不動産 事業	貸別荘	15,623	—	43,905 (330.57)	—	—	59,529	0(0)
事務所 (千葉県 富津市)	不動産 事業	不動産 事業事 務所	—	—	—	28,714	—	28,714	0(15)

(注) 1. シェア別荘の建物及び土地は建設仮勘定からの振替額であります。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無 記名の 別、額 面・無額 面の別及 び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行株 式数 (株)	当中間会 計期間末 現在発行 数(株) (2025年 11月30 日)	公表日現 在発行数 (株) (2026年 3月6 日)	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内容
普通株式	2,900,000	2,151,300	7,487	748,700	東京証券 取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に 何ら限定の ない当社に おける標準 となる株式 であり、単 元株式数は 100株であり ます。
計	2,900,000	2,151,300	7,487	748,700	—	—

(注) 当社は、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数を10,000株から29,000株へ変更しております。

また、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この結果、発行可能株式総数は2,871,000株増加し、2,900,000株、公表日現在発行数は741,213株増加し、748,700株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残 高(千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2020年 11月1日 (注)	100	7,487	—	56,700	—	48,000

(注) 1. 株式会社レジデンシャルペイメントとの株式交換に伴う新規発行によるものであります。

発行価格 0円

資本組入額 0円

2. 当社は2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この結果、発行済株式総数が741,213株増加し、748,700株となっております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株 式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
(株)EXTOCK (注) 1. 3	千葉県船橋市西船三丁目2番25号	370,300	49.46
田中 慶太 (注) 2. 3	千葉県船橋市	239,800	32.03
株式会社ヴァンガードスミス 従業員持株会 (注) 3. 6	東京都港区西新橋一丁目1番1号	16,100	2.15
INFINITY Com Limited (注) 3	16/F Sunlite Tower, The Gateway Harbor City, Kowloon, HongKong	15,000	2.00
古橋 昌也 (注) 3	東京都港区	15,000	2.00
株式会社エフ (注) 3	東京都品川区西五反田五丁目2番22号	10,000	1.34
鈴木 康之 (注) 3	東京都千代田区	10,000	1.34
島崎 智大 (注) 3. 4	千葉県松戸市	7,000	0.93
島崎 貴次 (注) 3. 4	東京都中央区	7,000	0.93
島崎 憲明 (注) 3. 5	東京都中央区	6,000	0.80
計	—	696,200	92.98

(注) 1. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

4. 特別利害関係者等（当社の取締役の二親等以内の血族）

5. 特別利害関係者等（当社の取締役）

6. 現在、名称変更等を含め、検討しているところであります。

7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,487	7,487	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,487	—	—
総株主の議決権	—	7,487	—

(注) 当社は、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、単元株式数を1単元1株から100株へ変更しております。また、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この結果、発行済株式総数は741,213株増加し748,700株となっております。なお、議決権の数の変更はありません。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は2026年3月6日付けで、東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしました。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日から当中間発行者情報の公表日までの間、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
また、当社は、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は前中間会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年6月1日から2025年11月30日まで)の中間財務諸表について、史彩監査法人により期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	543,003	746,492
売掛金	158,503	177,596
貯蔵品	72	76
前払費用	145,292	128,716
その他	2,858	6,499
貸倒引当金	△1,612	△1,612
流動資産合計	848,117	1,057,769
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	61,635	74,538
構築物（純額）	16,079	15,518
車両運搬具（純額）	12,483	10,348
工具器具備品（純額）	4,180	4,082
土地	37,039	80,945
建設仮勘定	60,209	38,294
有形固定資産合計	191,627	223,727
無形固定資産		
ソフトウェア	16,986	34,444
ソフトウェア仮勘定	7,596	—
無形固定資産合計	24,582	34,444
投資その他の資産		
出資金	40	40
長期前払費用	597	171
繰延税金資産	44,657	32,601
その他	50,992	44,041
投資その他の資産合計	96,287	76,855
固定資産合計	312,497	335,026
資産の部合計	1,160,615	1,392,796

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	575	8
未払金	31,045	33,381
1年以内返済長期借入金	23,826	23,376
未払費用	33,620	82,447
賞与引当金	30,398	23,159
前受金	370,316	340,846
未払法人税等	61,749	79,295
未払消費税等	27,842	30,111
預り金	16,822	26,372
その他	123	64
流動負債合計	596,320	639,063
固定負債		
長期借入金	56,495	44,807
退職給付引当金	1,851	3,357
その他	2,607	2,098
固定負債合計	60,954	50,262
負債の部合計	657,275	689,326
純資産の部		
株主資本		
資本金	56,700	56,700
資本剰余金		
資本準備金	48,000	48,000
資本剰余金合計	48,000	48,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	398,640	598,770
利益剰余金合計	398,640	598,770
株主資本合計	503,340	703,470
純資産の部合計	503,340	703,470
負債・純資産の部合計	1,160,615	1,392,796

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)	
当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2026年11月30日)	
売上高	1,055,617
売上原価	164,369
売上総利益	891,247
販売費及び一般管理費	(※1)571,106
営業利益	320,140
営業外収益	
受取利息	494
受取配当金	1
受取家賃	1,861
雑収入	1,053
営業外収益合計	3,410
営業外費用	
支払利息	1,002
雑損失	18
営業外費用合計	1,021
経常利益	322,530
特別損失	
業務適法性検証費用	30,972
特別損失合計	30,972
税引前中間純利益	291,557
法人税、住民税及び事業税	79,371
法人税等調整額	12,055
法人税等合計	91,427
中間純利益	200,129

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	291,557
減価償却費	10,367
敷金償却	7,333
受取利息及び受取配当金	△495
支払利息	1,002
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,238
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,505
業務適法性検証費用	30,972
売上債権の増減額 (△は増加)	△19,083
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4
前払費用の増減額 (△は増加)	24,823
仕入債務の増減額 (△は減少)	△567
未払金の増減額 (△は減少)	△33,520
未払費用の増減額 (△は減少)	39,290
前受金の増減額 (△は減少)	△29,350
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,959
その他	9,460
小計	329,012
家賃の受取額	1,154
利息及び配当金の受取額	419
利息の支払額	△712
法人税等の支払額	△61,749
その他	904
営業活動によるキャッシュ・フロー	269,029
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△39,104
無形固定資産の取得による支出	△13,915
差入保証金の差入による支出	△2,170
差入保証金の回収による収入	1,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53,401
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△12,138
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,138
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	203,489
現金及び現金同等物の期首残高	543,003
現金及び現金同等物の期末残高	(※1) 746,492

【注記事項】
(中間貸借対照表関係)

- 1 当座貸越契約
運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
当座貸越極度額の総額	170,000千円	170,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	170,000千円	170,000千円

(中間損益計算書関係)

- ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
給料手当	182,792千円
賞与引当金繰入額	23,159 〃
支払手数料	69,275 〃
退職給付費用	1,505 〃
減価償却費	10,367 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	543,003千円	746,492千円
現金及び現金同等物	543,003 〃	746,492 〃

(株主資本等関係)

1. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当中間会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

	報告セグメント			合計	調整額	財務諸表 計上額
	近隣トラブ ル解決支援 事業	不動産 事業	計			
売上高						
外部顧客へ の売上高	994,239	61,377	1,055,617	1,055,617	—	1,055,617
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	—	—	—	—	—	—
計	994,239	61,377	1,055,617	1,055,617	—	1,055,617
セグメント利 益又は損失 (△)	332,850	△12,709	320,140	320,140	—	320,140

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	939.59円
1株当たり中間純利益	267.30円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
中間純利益(千円)	200,129
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	200,129
普通株式の期中平均株式数(株)	748,700

(重要な後発事象)

当社は、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、株式の譲渡制限の廃止、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株制度を導入し、1単元を100株といたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年11月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、2025年12月1日付で1株につき100株の割合をもって分割いたしました。なお、今回の株式分割を行うにあたり、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日向けをもって定款の一部を変更し、株式の譲渡制限を廃止するとともに、発行可能株式総数を10,000株から29,000株へ変更しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,487株
株式分割により増加する株式数	741,213株
株式分割後の発行済株式総数	748,700株
株式分割後の発行可能株式総数	2,900,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に注記しております。

第7【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】
該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 3 月 2 日

株式会社ヴァンガードスミス
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

関 隆 浩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

山口 大 希

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴァンガードスミスの 2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの第 12 期事業年度の中間会計期間（2025 年 6 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴァンガードスミスの 2025 年 11 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上